

議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年6月10日午後1時32分、各派交渉会室において開会し、午後3時05分閉会した。

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋谷 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

3 オブザーバー

議長	副議長
坂下 修 君	じんの 博義 君

4 報告事項

(1) 各派交渉会での協議結果について

6月6日に開会された各派交渉会において、「第6回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・協議されたので、事務局長から説明があった。

5 協議事項

(1) 具体的施策「早期に結論を出すもの」について【意見開陳】

ア タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳して協議した結果、タブレット端末の全議員への配布は見送ることし、区議会事務局で対応可能なペーパーレス化については順次対応することと決定した。

(2) 具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について【意見開陳】

ア 議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で併せて検討していくこととし、個別・具体的な検討課題については、小委員会あるいは分科会で検討するものを整理していくことと決定した。

イ 議会図書室のあり方

前回の協議結果に基づき、各会派から意見を開陳し協議した結果、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で併せて検討していくことと決定した。

(3) 具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について【6月検討事項】

ア 効果的で効率的な議会運営

協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

イ その他の課題

協議した結果、次回、引き続き協議願うこととした。

(4) 次回の協議事項について

本日協議した具体的施策のうち、「効果的で効率的な議会運営」及び「その他の課題」について、引き続き、協議することとした。

また、今後の検討スケジュールの自民党案に示されている「7月」の内容に従い、「議会基本条例の制定」、「議会基本条例制定のための（仮称）議会改革検討特別委員会の設置」について、協議することとした。

(5) 次回の開会日時について

次回は、7月14日（木）又は15日（金）を候補日として、改めて各会派と調整し、日程が決定次第、委員に連絡することとした。

会議の概要は、次のとおりである。

午後1時32分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから第7回議会改革検討委員会を開会いたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

前回の本委員会で結論が出ました常任委員会の映像配信、議会映像配信、委員会における一般傍聴席のあり方、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正、区議会ホームページの充実、議会報告会の実施、議会モニター制度の7件については、6日に開会された各派交渉会で報告、協議されたので、その内容について事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

6日の各派交渉会におきまして、去る5月17日の第6回議会改革検討委員会において結論が出された七つの検討項目について、私から報告をし、協議をされましたので、ご報告をさせていただきます。

本日机上配布させていただいた資料でございます。

先の本委員会で結論が出された検討項目ごとに1枚にそれぞれまとめて報告をさせていただきました。なお、報告書の内容につきましては、座長に一任がされておりましたので、事務局において事前に正副座長と調整をさせていただいたものでございます。

簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、1枚目、常任委員会の映像配信についてでございます。

検討結果といたしまして、現行の映像配信システムを改修して実施する。実施時期については必要な予算措置を講じた上で、可能な限り早く対応するという結論が出ました。なお、第1委員会室及び第2委員会室のどちらで実施した場合でも、年間約30万円の経費が必要となるというものでございます。

続きまして、二つ目でございます。議会映像配信についてです。

検討結果でございますが、ただいまご報告をいたしました常任委員会の映像配信を実施することになれば、現時点でユーストリームを活用する必要はないとされました。なお、今後議会改革の一環として、出先施設等でさまざまな議会活動を実施する場合、その映像をどうするかという問題があるため、ユーストリーム等の活用方法は引き続き調査検討を行うとの結論でございます。

三つ目は、委員会における一般傍聴席のあり方でございます。

検討結果でございますが、2点ございます。

1点目は、委員会室における議員傍聴席を一例削減し、一般傍聴席の範囲を拡大するというものです。なお、これまで企画総務委員会以外の各委員会において、議員傍聴席に3人の課長が着席しております。検討委員会の結論としては、これらの課長について、議員傍聴

席の削減に伴い、通常の理事者席への移動を理事者側と協議するとの結論となっております。

2点目は、音声聞きづらいと申し出があった場合には、今年度に設置をいたしました磁気ループシステムを活用し、受信機の貸し出し等により対応するとの結論でございます。この磁気ループシステムにつきましては、最後に米印で説明をしております。既に本会議場と委員会室に設置を終えているものでございます。

四つ目は、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正でございました。

検討結果ですが、三つ掲げております。

現行の条例は、区議会のほかに選挙管理委員会、それから監査委員が関係人の出頭を認めたとくにも適用されるため、区議会単独で運用できるよう区議会に係る規定を独立させるとの結論でございます。なお、本条例は選挙管理委員会事務局、監査委員事務局において関係人の出頭を認めたとくにも適用されます。そこで、この検討委員会で条例改正を検討していることにつきまして、両事務局及び本条例を所管する総務部総務課にも情報提供させていただいております。したがって、仮に条例を改正することになれば、執行機関ともよく調整をする必要があることにつきましても併せてご説明をいたしました。

(2) 23区中費用弁償の種類が日当のみとなっているのは本区のみである。他区と同様、具体的種類として、日当に加え、鉄道賃、宿泊料などについても明確に定める必要があるというものです。

(3) 日当等のほかに謝礼等を加えることとし、基準額は、日当等については副区長並みとし、謝礼等については墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて定めるとの結論でございました。

五つ目でございます。区議会ホームページの充実でございます。

検討結果としては、区議会ホームページは適宜改善を図ることとし、その内容については区議会広報委員会で議論することと結論付けられました。主な意見として、掲載をしてございます。

それから、六つ目でございます。議会報告会の実施でございます。

検討結果でございますが、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し、議論するとの結論が出されております。

七つ目でございます。議会モニター制度。

検討結果でございますが、先ほどの議会報告会の実施と同様に、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し、議論することとされました。

以上の内容につきまして、6月6日の各派交渉会で協議をいただきました。その結果、全ての項目について報告のとおり決定されました。

また、3ページ目の委員会における一般傍聴席のあり方につきましては、検討結果に基づ

きまして、今第2回定例会の各委員会から傍聴席の範囲を拡大することが、本日の各派交渉会で決定したことも申し添えさせていただきます。

その他の実施すべきとの結論が出された事項については、事務局におきまして早急に実施に向けて事務処理を行い、準備が整い次第、各派交渉会において実施概要をお示しし、実施することといたします。

説明は以上でございます。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明のとおり、ご承知おき願います。

以上で報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

初めに、具体的施策「早期に結論を出すもの」のうち、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について、ご協議をいただきます。

本件は、前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととなっております。まず、お手元に資料を配布しておりますので、その内容について事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

6月3日に配布をいたしましたA3判のペーパーレス化の資料をご覧いただきたいと思えます。

1といたしまして、委員会資料等の現況を記載しております。

現在は、常任委員会、特別委員会ともに、印刷物の資料を委員会7日前に配布しております。また、電子データにつきましては、印刷物の配布からおおむね3日後に希望する会派にメールで送付をしている状況です。

次に、予算特別委員会についてですが、要求資料は正副委員長互選日、予算書は第1回定例会の初回の議会運営委員会終了後、予算書事業概要は予算特別委員会第2日目款別審査の7日前に配布しております。また、電子データにつきましては、予算書についてのみ議案配布後、理事者からPDFデータが届き次第、会派にCD-ROMにより配布をしている状況です。

次に、決算特別委員会についてですが、要求資料は決算特別委員会第1日目の7日前まで、決算書と執行実績報告書は第3回定例会の最終の議運終了後、そして財務諸表、事業別コスト計算書等は決算特別委員会第1日目の7日前に配布しております。また、電子データについては、決算書及び執行実績報告書について議案配布後、理事者からPDFデータが届き次第、会派にCD-ROMにより配布をしている状況です。

最後に、本会議ですが、議案については各定例会の初回の議運終了後に配布しております。以上が現状でございます。

次に、2の現状で対応可能なペーパーレスについてですが、現時点における事務局での検討内容を記載しております。

まず、委員会や各派交渉会等の各種開会通知です。また、訃報や議員報酬等に関する通知、議員向け研修通知、区政懇談会開催通知なども挙げさせていただきました。これらについては、全議員にメールでの連絡が可能であると考えております。

また、本会議録につきましては、会議規則において議員に配布するとされておりますけれども、電磁的記録の提供も含むこととされておりますことから、会議録検索システムの活用も考慮し、各会派に1部お配りすることとしております。

最後に、3、ペーパーレス化に向けた課題です。

仮に、委員会資料を完全にペーパーレス化することで、タブレット等を所持していない議員は、所属委員会において資料を閲覧できない事態が生じてしまいます。また、資料のデータ容量が大きい場合は、区の外部メールにおける容量の制限により送信ができないケースがあります。資料の差替えや訂正等が生じた際の円滑な情報提供のためにも全議員に対してタブレットを配布し、クラウドの活用と併せてペーパーレス化を実施することが望ましいと考えられます。

また、区議会ホームページへの掲載ですが、現在の状況は、最初の1番の委員会資料等の現況の一番右側のホームページへの掲載日の欄に記載しているとおりですが、これを今後拡大する場合の課題を整理いたしました。ホームページへの掲載ルールによる1データの容量制限や自動更新時間が10時、14時、午前0時に設定されておりまして、資料の差替えや訂正等が生じた際に即時対応が困難であることが考えられます。

以上が事務局において検討したものでございます。

説明は以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明も踏まえまして、順次、各会派より意見の開陳を願います。

委員（加藤 拓君）

我々の会派では、前回と同じですけれども、タブレット端末を配布する必要はないという考え方です。

このタブレットという道具の性質上、やはり全額区費で賄うものである場合は、使用範囲として庁舎内程度でしか使えないと思います。結局外に持ち出してこそ役に立つ、利用価値があるものだと思いますので、そうした場合は政治活動で使うか、政務活動以外で使うかという線引きも難しいです。導入するのであれば2分の1は政務活動費で、残りは私費で購入していただいて、その上で例えばクラウドの提供等ということでペーパーレスについては対応していただければと思います。そして、それについては一度にやるのではなくて、できるところから順に進めていけばいいと思っております。先月と結論は同じですけれども、一斉配布ということには我々の会派は反対いたします。

副座長（加納 進君）

我が会派としても同様な考え方です。

ただ、流れとしては、ペーパーレス化が進むのであれば、それはそれで結構なことです。現状各会派が個別に導入した場合、うちはペーパーで欲しい、うちはもう電子データで欲しいと、ばらばらで要求しても対応は可能ですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

対応という意味では、つまりペーパーレス化を要求する会派と要求しない会派と分かれる

わけですか。

副座長（加納 進君）

会派ごとですかね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そうなると、事務的には大変事務が煩雑になると思っています。

副座長（加納 進君）

例えば、ここにある2番の現状で対応可能なペーパーレス化というのは、通知あるいは本会議録程度ですから、これはすぐにも、場合によったら全議員も可能ではないかなと思います。できるところはペーパーレス化を進めたいという思いはあるので、可能な限り進めていきたいなと思います。正直、私も含めて、タブレットの使いこなし方というか、スキルが全然違うものですから、現状で一律でというのはやはり難しいだろうという判断でした。

区議会事務局長（浜田将彰君）

事務局におきまして、全議員のアドレスは把握しております。ただし、携帯電話のアドレスしかお持ちになられていない方もいらっしゃるようでございますので、そういった場合には全議員を対象にこういったペーパーレス化をすることは難しいのかなと考えています。

副座長（加納 進君）

電子データは難しいということですか。うちの会派は全員大丈夫ですね。

委員（高柳東彦君）

この前も発言したとおりで、現時点で直ちに公費で全員にタブレット端末を配布して、ペーパーレス化を進めていくというのはなかなか難しいのかなと思います。

ただ、この前議論になった、いわゆるデータバンク、クラウドみたいなものを設定して、それを全議員が活用、あるいは場合によっては住民も活用できるようにしていくというのは大変いいことだと思うので、早急にその辺については実施していただきたいと思います。

委員（西村孝幸君）

私たちが前回お話をしたとおりですけれども、まずタブレットを配るということになるとどう使うとか、制限とか掛かるということもありますので、私たちとしてはタブレットを全員に配布するというに関しては、配布しなくてもよいのではないかとこの考え方を持っています。

一方で、先ほど加藤委員もおっしゃったように、クラウドをきちんと設定して、そもそも議会の資料の中で公開できないようなものというのはほとんどないのではないのでしょうか。公開の上で議論をするというのが前提なので、セキュリティという部分についても公開できるものが多いのではないかと考えています。そういった部分についても、クラウドの中から自分たちでとりにいくということが大事なかなと思っています。あと、ここに載っていないところでは、スケジュール管理のような機能、開会通知とも連動するのですけれども、スケジ

ユーラーのようなものが活用できるのかなということを考えています。

最後に、どう導入していくのかということですが、今日、明日からすぐにと実施というわけにはいかないと思いますが、だからといって会派によっての対応がまちまちということになると、先ほどの事務局の負担という部分もありますので、一定の移行期間というのを皆さんで見定めた上で「ここからはここまでやろう」といような共通理解のもと、それに向けて皆さんで準備をしていくといった形がよいのではないかと考えています。

委員（堀 よしあき君）

我が会派としても、全議員にタブレットを配布するというのは現時点で難しいのかなと思っております。

また、完璧なペーパーレス化というよりは、文書量の減少といえますか、そういった視点でやっていくのがいいのかなと思います。資料の2番はまさにそうだと思うので、できるものから始めていって、結果的に全体的な文書量が減ればいいのではないかと思います。

委員（渋谷ちしゅう君）

少し発想を変えて、政務活動費の場合、例えば1期の期間中で確かノートパソコンは1台の購入でしたよね。そうすると、私はまだ持っていないですけども、家内がノートパソコンできるんですよね。そうすると、購入した場合にその辺の解釈はどうなのかなと。

委員（佐藤 篤君）

決まりはないんですよ。

委員（渋谷ちしゅう君）

決めがない。そこら辺の解釈をきちんたしないといけませんね。ノートパソコンを買って、先々欲しい人となったときに、もう一度タブレットを購入するとすると、ノートパソコンの機能があるものを二台買うということになる。そこら辺のことをきちんた整理しないといけないのかなということが一つと、あとは持っていらっしゃる方は結構いらっしゃると思うので、既に持っている人と持っていない人をどうするのか。持っている人があえて買う必要はないわけで、やるとすればそこをきちんた整理する。現実的には難しいかなというのが、私を感じた意見です。

委員（大瀬康介君）

私からは、全ての資料はコンピューターにダウンロードできるような形にさせていただきたいと思います。タブレットを配布するかどうか、やはりできることなら基準を統一したほうが、各会派ばらばらになるよりも横の連絡がとりやすいのかなと。それと、そういうのになじんでいない方にはやはり研修会みたいなことをやって、基本的なことは分かるようにする必要があるのでないかなと思います。

僕が一番困るのが、この間は災害対策マニュアルみたいな分厚い冊子があって、あれなども電子データで欲しいなと思います。なぜかということ、保管するのに少し場所を食うと。次

から次へ配布されて積まれていくと、それだけで見なくなってしまう。データでもらえると、そのデータが必要なときに検索をかけて引っ張り出して、「あそこには確かどう書いてあったかな」と読めるんですね。だから、できることなら全てPDFでもらえるというのが一番いいのかなと。PDFにしてあれば検索はかけられるので、ある意味ではすごい助かるなと。僕なんかも自力で今までもずっとデータ化しているので、ほとんど文書は持たない主義なんですね。だから、できることなら役所が出すデータは全てPDFもあると、あるいはダウンロードできるという形にしていだけたらなと思います。

委員（井上ノエミ君）

タブレット端末の配布、ペーパーレス化について、新しいすみだの意見開陳を行います。

前回の検討会でも申し上げましたが、これはもう当たり前の時代です。なるべく早く導入すべきだと思います。それから、区議会のペーパーレス化には区民も大変関心を持っています。とりあえず、すぐできることは、すぐ始めたほうがよいと思います。

まず、事務局からの連絡は全てメールにする。資料などもメールを送る。また、完全なペーパーレス化のためには区議会のポータルサイトをつくる必要があります。そこに全ての書類を集めて、いつでも見られるようにする必要があります。共有サーバーを利用すれば、容量の大きな書類であっても見ることは可能だと思います。この準備には時間が掛かりますし、議員の研修も必要ですから、本格的な導入は来年の1月ごろでいかがでしょうか。区民の期待に応えるためにもできることは早く実施すべきと思います。

座長（沖山 仁君）

今、皆さん方のご意見を聞きますと、一部の方は別としても、ほとんどの方がタブレットの配布は見送ったほうが良いということのご意見が多いものですから、そういう考え方で文章をまとめてさせていただきますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策のうち、2、「長期的に検討して結論を出すもの」について、ご協議をいただきます。

本件のうち、「議会の審査・調査機能の充実・強化」、「監視機関としての機能強化」及び「議会図書室のあり方」については、前回協議した結果、各会派に持ち帰り、改めてご協議願うこととしておりました。

これまでの議論の流れとしては、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で、これらの施策も併せて検討するのか、又は本委員会で検討するのかを仕分けることとしておりました。ついては、そのような視点を踏まえて、各会派から意見を開陳願います。

それでは、まず、「議会の審査・調査機能の充実・強化」及び「監視機関としての機能強化」について、ご協議をいただきます。

本件につきましては、前回の協議で、専門的知見の活用、附属機関の設置についても含めまして検討することとしております。その点も踏まえまして、順次、会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

これは両方まとめてではなくて、アからでよろしいですね。

こちらのアについては、この課題の一覧表の中のこの項目全てについて、我が会派といたしましては条例制定に向けたしかるべき場で議論をすべきであるという結論でございます。

内容等についてはそういうところでお話ししていけばいいのかなと考えております。

副座長（加納 進君）

私どもは、このつくっていただいた年間計画表の詳細な項目ですね。例えば、議決事件の拡大、予算・決算審査方法の見直しなどをはじめとして、幾つかの項目を挙げられていますけれども、非常に一つ一つが重い課題です。例えば議決事件の拡大、これから基本計画を議決事件の対象にするかどうかとか、そういうことも話題になってくる。さらに、自治体によっては都市計画マスタープランなども議決事件の対象にしているところもあるようですけれども、そういう非常に重い内容になります。会期の見直し、通年会期を採用するかどうかということもあると思うんですけれども、これも非常に重い内容になってきます。だから、なぜそういう議論が今求められているのかということから、もう少し議論しなくちゃいけないのかなというぐらい重い内容だと思うんですね。

ですから、以前にも申し上げているとおり、議会基本条例の検討の中で、できれば小委員会あるいは分科会みたいな形で具体的な手法については制度設計をして積み上げて、議論を積み上げて結論を出すべきものかなというふうに思います。したがって、今後公開の場で議論するときに詰めていくべきものではないかなと思います。具体的にはできるだけ採用、こ

ここに例示されているもの以外も含めて可能な限り採用していくべきではないかなというふうには思っていますけれども、あれもこれも採用するというわけにはいかないような気がしますし、理事者側に負担を求めることあるいは事務局にも負担を求めることもありますので、十分な議論が必要かなというのが会派としての結論です。

委員（高柳東彦君）

ここに掲げられている項目については、どれも大事な項目なので、十分検討する必要があるというふうに思います。

一つは、予算・決算の審査をどうするかというのは、これは現行のやり方についても、それぞれ期の冒頭でどうしましょうかというのを各派代表者会で議論して、その後、各派交渉会で議論してということで、ただ、4年間こうしましょうというのを決めているわけじゃなくて、単年度ごとにどういうやり方でやるかというのも議論してきている経緯もあるので、この辺どうするかというのは、少し特別委員会まで待つのか、もっと時期を早めて、もうすぐ決算特別委員会もありますし、この場で議論するのか。例えば、予算特別委員会なんかで当初予算を議論して、それが補正予算との関係だとか、どう執行されているかとか、検証論とかね。そういうのをどういう形でやっていったらいいのか。墨田区の場合は、補正予算なんかは全部企画総務委員会に付託されるんだけど、ただ、所管の常任委員会では関連する予算については報告するというにしているわけで、見方によっては二重、ダブって審査していて効率的じゃないんじゃないかという見方もあるでしょう。そういう問題も含めて、予算を審査して、あるいは執行監視も含めてどういうあり方が望ましいのかなというあたりは、よく議論していきたいと思っています。

それから、会期の見直しの問題は、隣の荒川区でも実際にやっているわけですから、既に実施している自治体のいいところや悪いところ、「こんなところがよかった」、「ここは少しどうなのかな」というのはあるでしょうから、そういうのを是非事務局でも調べてもらって、こういうメリット、デメリットがあるよというのを出してもらって、この場で私は議論を進めていっていいんじゃないかなと。時間を掛けて特別委員会まで先送りしなきゃいけない課題なのかなという気は、私はしています。

いずれにしても基本は、議会の議論、区政への関わりを活性化させるということと、やはり必要な議題についてはきちっと議会で議論して決める方向性を出していくということだと思います。昔、今の地方自治法ができて、議会はどうするかという議論のときには「地方議会は年12回開いたらいいんじゃないか」という議論もあって、それが6回ということで当初決まって、それが4回以下というふうに、だんだん会期でいうと何か地方議会の活性化を抑えるような流れでこの間来ていました。一方で、通年議会が全国で広がる中で地方自治法も改正されたわけですから、できれば墨田区として取り入れられるんだったら取り入れていくという方向で、具体的な検討を始めていいのではないかなと思っています。

それから、もう一つ。議員相互間の自由討議の拡大については、「自民党案として、自民党の総意で出してきたんだね」と僕は前回確認したんだけど、その前の各派交渉会で、この間うちの村本議員と自民党の佐藤議員の間で議員間の質疑と受け取られるようなことが2回続けてあった。基本的には、この間、墨田区議会では議員間討議を認めてこなかったということもあるわけで、この機会に今後も認めないということで仕切るのか、今後は認めていこうという方向で検討するのかということで問題提起したつもりです。その各派交渉会で当面は今後も従前のままという結論が出た直後に、これが出てきたものだから確認したのだけれども、私自身は以前から議員間の自由な討議はやってもいいんじゃないかという立場ですから、やるとしたらどういうやり方がいいのかというようなことも、もっとざっくばらんにそれぞれ意見を出し合って決めていったらいいのではないかなと思っています。むしろこういう問題というのは特別委員会に持っていくと、形式張って自由闊達な検討がむしろできないのかなと思うので、現行の質疑のやり方と併せてどうなのか。一般論からすると不自然ですよ、議会の議事運営というのは。特に委員会みたいな場で、提案説明、趣旨説明があって、提案者に対して質疑をして、意見を述べて採決するというところで、その間に議員同士の討議はないということですから、一般の会議の成り方からすると少し特殊な議事の進め方ですから、それはもっと自由闊達に、場合によっては議員同士でもっと喧々諤々とやり合ってもいいんじゃないかと。そういうことも含め、検討を深める必要があるんじゃないかなと思います。

それから、一問一答方式ね。これもやはり今の時代の流れからいって、形式を重んじるというのも分かるけれども、30分質問されて30分答弁聞いても、何を質問して何を答えたのかなんていうのはよっぽど頭のいい人じゃないと分からないですよ。区長が答弁する段階になったら「ああ、そうか、最初のほうにそんな質問していたな」と思い出すけれども、やはり本来であれば一問一答で、区民が聞いても分かりやすい実りのある質疑を本会議場でもやるべきじゃないかなと思っているので、その辺も特別委員会というそういう形式的な場ではなくて、率直にざっくばらんに本音で議論できるこういう場で、どうしたらいいかというのを率直に議論したらいいのではないかなと思っています。

委員（西村孝幸君）

今、皆さんからお話があったように大きな課題、重たい課題だと認識しています。やはり地方自治法の中で、二代表制の地方議会に求められている、要請されているものがあって、一方で、現代の社会や区民の皆さんが見ている議会に対するやはり期待であるとか、代表して権限を議会に与えている、議員に与えているという代議制をとっているという部分と、二つの要請がある中で、これからの議会のありようというもの、どういう議会が望ましい姿なのかということについては、やはり議会基本条例というものを制定していく中で、そういう部分が大事なものになるのではないかなと思っています。そういった大きな部分、本当に議

会の肝の部分だと思しますので、やはり特別委員会というような場できちんと議論をしたほうがいいのかと思っています。

一方で、今、高柳委員が言われたような個別・具体的な課題について、調査研究というか、特別委員会で合意形成を図っていくための共通理解の裾野を広げるということについては、いろいろな議論をしたり、調査をしたり、またどこか先進事例を見に行ったりというようなことを、こういった場で行ってもいいのかなと考えています。

委員（堀 よしあき君）

我が会派としても、やはりこの一個一個を見ていくと、なかなか重たい問題だと思しますので、特別委員会を設置した上で議論していくのが好ましいのかなと考えております。

委員（渋田ちしゅう君）

幾つかある中で、特別委員会等で議論することはいいと思うんですけども、高柳委員が今おっしゃったように、やはりできるものは早くやったらいいと思うんです。ただ、私、通年議会については、荒川区を見ていても、私的には違和感があります。というのは、多分職員の皆さんの負担が大きいですよね。すぐに議会を開ける面もあるんですけども、逆に言うと、まとめて開くということにならないので、そこら辺は少し慣れるには難しいのかと。では、間を見てどうしたらいいかというと、国会のように通常国会が150日あって、9月から臨時国会があって、その間夏休みに入るわけで、そういうやり方もあると思うんですよ。通年というのは、年がら年中、私たち議員もいつ委員会が開くか分からないから、少し旅行をとか、個人的なところにも制限がある。やはり個人的にいろいろと旅行に行ったり、後援会旅行とかもあると思うんで、そういうのも少し考えなきゃならないとなると、少し違うのかなと。やはり休むところは休む、働くところは働くというメリハリがあったほうが私はいいと思います。年4回の定例会では大体平均すると六十五、六日ということで、やはり全国的に地方議員は本当に議会を行っているのが少ないという声があるのは一理だと思いますので、そこはもう少しじっくりやるときはやるということで、長い議会にするのは私は賛成なので、一つの案としては国会のように長い議会を一つ、二つぐらいやって、あとはじっくり休むというのも一つ入れていいかなということがあります。

一問一答方式については、埼玉県久喜市議会には時間制限がないんですよ。ですから、1人で5時間も6時間もやるという議会なんですよ。もう真夜中までやっているという有名な議会です。一問一答方式自体はいいと思うんですけども、時間制限を決めないと、自分が納得するまでやるなんてことになったら大変なことになっちゃうので、そこはきちっと決めたほうがいいと思います。あと、私が最後に述べた質問主意書は、特別委員会で議論するとしても、是非早急にやっていただきたいなと思います。過渡的な対策として、一個人がたくさん出しちゃったら、例えば庁議で回答書をつくらるとなると、執行部のほうも32人の議員が常に出してきたのでは、それこそ理事者側が通年議会みたいな形になるので、何かお互い

の負担が一気に掛かるようなことは避けるべきかと思います。

委員（大瀬康介君）

私からは、議会の調査機能の充実という、やはり監視機関としての充実をすべきではないかということについて、非常に関心があります。なぜかというと、決算特別委員会や予算特別委員会では委員会資料として、過去20年以上にさかのぼったものも提出してもらえますよ。ところが、それ以外の問題を調べようと思うと、過去5年という縛りがあって情報公開をかけざるを得ない。情報公開で拳がってきた資料はやはり黒塗りで、本来は日付とか塗られちゃうとそれが隠すべき情報なのか、あるいは実際に必要な面積とかその部分が消されちゃっている。例えば、分かりやすい例が、すみだ北斎美術館の資料も、昔はちゃんと画像が出ていたんですよ。最近になってくると、その画像をむちゃくちゃ粗くして、ほとんどドットで、この四角いドットが出てしまうような絵面になっていて、何が書いてあるんだか分からない。そういったことをやはり議会の権能で、ちゃんとした質の資料を出さすと、それで検証をする必要があると思うんですよ。だから、そういった行政側で知られちゃ困るようなことを黒塗りしたりしている部分を明らかにできるような第三者機関を設けるべきではないかなと思います。結局、ここで分からなければ、ほかの情報とかいろいろ使っていて、それで調べていくんですけれども、非常に手間が掛かるんですよ。これを議会でやっていただけるなら、かなりチェック機能が果たせると思います。

北斎美術館に関しても今後オープンするわけで、そして過去の収蔵品が正しいものかどうかというのやはりしっかり調べる必要があって、仮に明らかにおかしいということが、特に肉筆画に関してはあって、そうしたものを議会としてもチェックすべきではないかなと思います。そうしないと、知らないでにせものを飾ってしまったりすることによって、やはり北斎美術館の信用度もすごい落ちると思うし、価値のある財産だったら価値が全くないものまで大切に収蔵庫に入れて管理する必要があるのかということもあるし、そうしたところをチェックできるような体制にしないと、区民の疑いの目というのが拭い切れないと思うんですよ。

区民からしてみれば、データの的に調べてみると、本当に産業施策というのはものすごいお金が使われていなくて、その一方で、天下り法人に関わる、あるいは外郭団体に関わるところに手厚い資金の動きをしているんですよ。そうしたものをやはり議会として調べないと、区民は実際の生活あるいは経営者の方々というのはすごく厳しい目で見ていますね。こんなことあり得ないよというのはもう分かっているんです。それを言うかということ、言わないんですよ。そんなことやっている暇があったら自分の商売をやらなくちゃいけないと。現実のそういうことがあるわけですから、だから本来は議会がちゃんと動いてくれてそういうことをやってくれよと、皆さん願っているんですよ。ですので、やはりそういった目で、少し疑惑のある問題についてはこの第三者機関に調べてよと、おかしいと思った議員が言え

ば調べてもらえるようなシステムをつくってほしいなと思いますね。

委員（井上ノエミ君）

議会の一番大きな役割は予算を審議することと、税金の使い方を監督することです。したがって、一番重要なことは、自民党案にある予算・決算特別委員会を常任委員会にすることだと思います。これが実現すれば、それ以外のことはあまり必要ではないと思います。これから設置される議会改革特別委員会では是非ご検討いただきたいと思います。

副座長（加納 進君）

私、先ほど、非常に大きなテーマなので特別委員会という話をさせていただきましたけれども、もともと掲載されている各種の課題は、前期検討委員会ができたときに、私がこれほとんど項目を出したんですね。なぜかといったら、基本的にはこういうことを実施して改革を進めていこうという思いがあったからです。ただ、前期も2年ぐらい議論してなかなか進まなかったという、そういう反省があるものですから、それだったらもう区民を前にして公開の場でしっかり議論するべきだということから、そういう話を申し上げました。ここに書いてある中で、先ほど例を挙げなかったですけれども、その他関連する課題の中に委員会提案条例、これ今でも特に会議規則とか委員会条例とか改正しなくてもできるようなこともありますし、議決事件とか会期になると会議規則とかの改正が必要になるかと思えますけれども、一問一答方式も特に条例の改正等は必要ないので、皆さんの合意がいただけるのであれば、もうこの中の幾つかは必要であれば早目に結論を出そうということがあってもいいのかなとは思いました。

委員（佐藤 篤君）

今月も来月もそうですが、この場合は議会基本条例の制定に盛り込むべき事項か否かを仕分ける作業だということなんです。ですので、それが必要かどうかとか、こういう問題があるということは今日の議題ではないと思います。特に自民党、公明党案を出したのはたたき台になると思うんですけれども、それを議会基本条例に載っけるかどうかということだけに限って、端的に議論をする必要があると思います。今日出たような議論はまた改めて絶対やるんですよ。特別委員会なりができたときに、時間的に非効率なので、その点だけ合意をとるような形で今は進めたほうがいいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

座長（沖山 仁君）

佐藤委員、そうすると非常にまとめづらいんだけど、特別委員会でやるものにするのか、それとも細かいことは何か分科会みたいところでやるのか、それをこの場で今決めるということですか。

委員（佐藤 篤君）

決めるということで認識しております。お話をお聞きしていると、基本的にはこの自民党案で示させていただいた部分の合意というのはいただけたのかなと。ただ、今、加納副座

長あるいは高柳委員からもありましたが、そのうち一部はその俎上にのせないで、ある意味では別の機会に早急に決めるというご意見もありました。その場合は、例えば今出ましたのは、予算・決算特別委員会の常任委員会化や通年会期制ということについては前倒しでという高柳委員のご意見ですよね。こういったことの結論を得るのが今日の仕事だと思いますので、その点の合意形成を図る必要があると思います。

委員（高柳東彦君）

やはり特別委員会になると公式の場ということで、発言するほうもきちとした発言をしなきゃいけませんから、ざくばらんな意見交換という点では形骸化せざるを得ないのかなという気はするんですよね。だから、今、佐藤委員も言われたけれども、特別委員会で議論すべき内容のものは何なのかと。それは特別委員会でやりましょうと。特別委員会よりもこういう場でざくばらんに議論したほうがいいんじゃないか、それで結論を出せるんだったら実施に移していくという方向でいいんじゃないか、それは何なのかというあたりを仕分けして、やってもいいのかなと。

あと、私がさっき言った通年議会の問題は、私自身も通年議会にしたほうがいいのか、現行のままのほうがいいのかというのが、まだ自分自身の中でも考えが固まっていないんですよ。やはりメリット、デメリットあるでしょうし、通年議会にした場合も国会のようなきちとしたようなやり方をするのか、そうじゃなくていつでも議会を開けるよというような形にしておいて、その中で現行のように1定から4定みたいな形でめり張りつける形でやっていくのかとか、いろいろやり方があると思うんですよね。基本的にここの問題をどうするかというのは、かなり全体的に関わってくる問題なので、私はこの問題は早急に、事務局にはお手数をお掛けするけれども、近隣でやっているところもあるわけだからその辺のやり方、メリット、デメリットをまとめてもらって、私はやはり一度議論しておく必要があるんじゃないかなと思っています。

委員（佐藤 篤君）

ご提案申し上げたいんですが、自民党案にも示したように議会基本条例の内容として盛り込むべき事項か否かという点では、ある意味ではそこは合意が得られている部分があると思うんですね。特別委員会の設置自体は合意事項ですけれども、それをいつから始めるかということはまだ合意していませんが、今回の内容として議論することは今日合意を得たと、その上で議論の整理も実際上必要になってくると思うんですね。これから特別委員会をやるにしても、その前に何カ月か議論の整理が当然あると思いますので、それはその場で改めて合意をしていくということによいのではないかと思います。ですので、今日の段階では特に自民党案、公明党案で示している議題、その他あればそれも結構ですが、それについて我々が議論の俎上にのせるのかどうかということだけの合意だけで結構かと思います。そういう意味では全て合意されているという認識でまとめていただければいいのかなと思います。

副座長（加納 進君）

今、佐藤委員が言ったことに対して皆さん合意いただければ、とりあえず議会基本条例の検討過程の中で詰めていくにしても、実際には条文をどうするかというのが中心になってくるので、詳細な検討はやはり事前にそれなりにやっていかなくちゃいけないと思うんですね。ですから、その中でもう一度議論することによろしいのではないかと思います。

それと、少し1点だけ確認です。これは2定の委員会運営等でも絡んでくるのですが、高柳委員が議員間の自由討議について現行は禁止されているという認識だったんですけども、私はそういう認識はなかったんですけど、あくまで委員長の議事整理権の範囲で自由に議論してもいいのかなと思っていたんですけど、これ現行、自由な討議をしてはいけないというルールがありましたか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

特に申し合わせなどではなくて、慣例としてありました。例えば常任委員会は区長提出議案について質疑をするわけですので、やはり質問をする相手先は執行機関であるという基本的な考え方がずっとこの墨田区議会にはあり、議員間の討議はしないというのが一定のルールとしてあったということでございます。

今、各地で行われているこの議会改革の中で、そういったものも認めようという方向性が出されているということでございます。

副座長（加納 進君）

議案の賛否について議員同士で「なぜ賛成なんだ、なぜ反対なんだ」という討論をするのはむしろ普通じゃないんですかね。会派では当然そういう議論をしていますよね、議員同士で。それをなぜ委員会などでやっちゃいけないのか。委員長の議事整理権の範囲で可能でないからだと思うんですけども、今はね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

これはやはり議会でルール化すべきことですが、過日の各派交渉会でそれが議論になりまして、先ほど高柳委員からありましたように、やはり各派交渉会の現在の結論として今までどおり議員間討議はやらないというのが結論です。

副座長（加納 進君）

そうだったんですか。

委員（佐藤 篤君）

そこで慣例として明確になったわけですね。

委員（高柳東彦君）

だから、明確に会議規則だとかで決まっているということではなくて、これ全国議長会の見解がそういう見解をずっととってきたものだから、それに基づいて、それぞれの地方議会も議員同士の自由な質疑というのは慎むということですと来ていたと。だから、私らの理

解は、議員同士の自由な討議とか質疑とかいうことではなくて、それぞれ意見を述べ合うという範疇で、グレーゾーンといえばグレーゾーンだけれども、墨田区議会の場合はやってきていたのかなど。ただ、この前は明確に「何々委員、これはどうなんですか」という質疑ととられる内容のやりとりがあったから、今後もやろうという方向にするのであれば、この間の墨田区議会の仕切りとは少し違うだろうから、そこは少し整理する必要があるんじゃないんですかと。これからは自由にやろうという方向にしていけるのか、いや今までどおりにするのか、仕切る必要があるんじゃないかという中で、各派交渉会で今のような現行どおりでいきましょうという一定の仕切りがされました。その後、この内容が自民党からすぐ出てきたから「これは自民党の総意ですね」ということで確認をさせてもらった。私は大いにやったほうがいいという立場ですから。

座長（沖山 仁君）

今日は議長がこの席におられますが、何か気がついたことがあれば。

議長（坂下 修君）

お話に出たように、各派交渉会では議員間討議をしないという方向にきちっとなっておりますので、もしそれを変えるということになると根本的に変えることとなりますので、その辺は改めて、また違う場所でもやらなくちゃいけない。

座長（沖山 仁君）

分かりました。

委員（渋田ちしゅう君）

私1年間やらせていただいて、一つ常任委員会で違和感があって、陳情の説明を理事者側がやっているでしょう。陳情があった場合、これは理事者側が提出したものではありませんから、それについては議員同士の話し合いがあって私はしかるべきだと思います。私、1年間やって本当に何かあれだけはすごく違和感があります。

議長（坂下 修君）

あれは墨田区として、参考までの意見を理事者側は話しているということなんです。

皆さんがどうのこうのということではなくて、区の意見を聞いているということです。

区議会事務局長（浜田将彰君）

区の事業に関係しているものは、所管が決まっていますので、その所管の部長が説明するのですが、所管がないようなもの、例えば外交施策などについては私どものほうで読み上げるという形をとっています。

委員（渋田ちしゅう君）

分かりました。それは理解しました。

それについては、議員同士で議論があっていいと思うんですよね。陳情はだって区長部局が出しているものじゃないから。それは採択かどうかを決めるのに、議員同士でいるんな会

派同士の意見を聞いてもいいと思うんですけども、もしそれもだめとなっちゃうと、どうなんですかね。

座長（沖山 仁君）

そういうことを議論するのが、まさにこの場だということで理解いただければ、大変ありがたいということですね。

委員（佐藤 篤君）

せっかく渋田委員から質問があったので、先の各派交渉会決定では陳情の議論の際は議員間討議はいいわけですよ、それは例外扱いになっているわけですよ。全てだめなんですか。

議長（坂下 修君）

通常でいくと、各会派の意見を言うということですから、変な言い方だけれども「お前が反対しているのはおかしいじゃないか」とか、それはだめです。

委員（佐藤 篤君）

例外なく、全てなんですね。

議長（坂下 修君）

そうです。会派の意見、自分の意見を言っていたくということで討議するわけで、人のところまで、お前の意見がおかしいというのは、それは今までやったことはありません。

副座長（加納 進君）

議員間討議のルールが必要ですね。

議長（坂下 修君）

それはルールがなかったら、もうめちゃくちゃになっちゃいますよ。終わらなくなっちゃう。人の挙げ足をとるようなことばかりになってしまいます。

座長（沖山 仁君）

それでは、今までのご意見を聞きながら、事務局として何か、考え方はありますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

今までの議論をまとめますと、基本的にはやはり議会基本条例を検討する特別委員会の中で検討する。けれども、具体的にオープンでない場で検討するものもあるだろうから、それはまたその場で整理をするというのが皆さんの合意なのかなと思います。

副座長（加納 進君）

先ほどあった会期の件ですが、通年会期を採用しているところも、実際の議会運営はほとんど一緒なんですね。ただ、何かあったときに急な対応が可能だということが、その辺は事例を調べていただいて、メリット、デメリット、いずれ調べていただくことになるので、早目に調べていただければと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、議会図書室のあり方について、順次、各会派の意見を開陳願います。

委員（加藤 拓君）

議会図書室のあり方については、議会基本条例制定に向けてしっかりと話し合っていくべきことであると、会派で合意が得られております。

副座長（加納 進君）

議会基本条例の中に、必ず議会図書室の充実について条文が入るので、これは議会基本条例の検討の中で議論に当然なるかと思うんですが、現行、あまり予算の掛からない範囲で是非進めていきたいなと思うのが、一つは図書館との連携ですね。金に糸目つけないのであれば、専任の司書を配置していただきたいんですけども、できないでしょうから、図書館との連携、鳥取県議会図書室と県立図書館の連携の例とか、伊万里市、あとは日野市では図書館ではなくて市政資料室との連携が進んでいるというお話も伺いましたけれども、図書館の司書のリバランス機能を充実して、最新の議会参考資料を提供していただくとかといった取組を是非していただきたいと思います。

それともう一つは、これは多くの議会で採用しているようなんですけれども、外部のデータベースの活用ですね。法令や判例のデータベースあるいは過去の新聞記事、日経テレコンとがありますよね。過去の新聞記事のデータベースを議会図書室で閲覧できる、あるいは全国の自治体の各種施策事業が閲覧できる、あるいは最新のニュースを検索できる、時事通信社とか共同通信社がやっている検索サービスがありますよね。それを今現在採用している会派もあるかもしれないんですけども、議会図書室で共通のデータベースを採用できるのか。今、ネット環境があるのかどうか分からないんですけども、そんなにお金の掛かることではないと思うので、検討していただきたいと思います。

委員（高柳東彦君）

考え方はこの間述べてきているとおりで、検討は私も議会基本条例の中で検討すればいいんじゃないかと思います。

委員（西村孝幸君）

今、皆さんおっしゃったとおり、議会基本条例の中できちっと議論していけばよろしいかと思っております。

委員（堀 よしあき君）

我が会派としても、議会基本条例の中でしっかり議論していくことが重要だと思いますけれども、一方で住民の方が現時点でどれくらい知っているのかという問題もあると思うんですね。私が見ている限り、なかなか区民の人が利用しているのを見たことがないものですから。そういうことも含めて、区議会だよりに載せるだけでも少し違うのかなと思いますので、条例の中でもむ前に情報発信をある程度やっていってもいいのかなとは思っております。

委員（浜田ちしゅう君）

基本的には、区議会の図書も区民の税金で購入しているんですから、区民の皆さんが見に来て閲覧するのは、私はいいことだと思います。別に議員だけ見ればいいというものじゃないと思うので。ただ、問題はもし来られた場合にみんな閲覧しちゃったら、閲覧室はパンクしてしまいますので、それは工夫しなければいけません、基本的には閲覧して私はいいと思います。

ひきふね図書館とのネットワーク化もいいと思うので「これは議会図書室にありますからいかがですか」というのはありかと。ただ、一つ問題なのは、やはりコピーの問題で、コピーしてくださいとなったときに、現状では区議会事務局の職員の皆さんがやってあげなきゃなくなっちゃうと、それは少し考えなければいけません、基本的には公開していいと思います。

委員（大瀬康介君）

私は、図書室の機能をやはり電子化するべきだと思います。それはなぜかというと、やはり墨田区の過去の歴史とか、あるいは過去の議事録とか、過去の文献とかを電子化してもらえれば、図書室に行かなくても、例えばいろいろ議案とか考えているときにそこにネットでつなげて資料を見ることによって、過去どういういきさつがあったかというのも調べられる。今は現場に行って見る時代かということ、そうではなくて、僕なんかは独自にデータベースをつくって過去も調べられるようにしているんだけど、過去と現在、あるいは前年と比較しながら、例えば予算書を比較するとか、どう変わってきているんだろうと、10年前はどうだったんだろうというのを調べたりするのに、やはり電子データ化しているとすごく助かるんですね。膨大な資料になっても、今、コンピューターがもう複数の画面に出せるんですよ。僕なんかのところは6個の画面に同時に出せるようにしているんだけど、そうすると10年前、20年前、30年前と並べていくと、何か区の流れがだんだん分かってきて、こういうふうに墨田区は今変わっているんだなというのが分かるし、あるいはそのデータを基にグラフもすぐ作成できますし、もうそういった時代が変わってくるんじゃないかなと思うので、図書室に行って調べてコピーをとるとか、そういう問題ではなくて、コピーをとろうと思えばその画面をクリックしてプリントアウトすればすぐに出てくるような時代になっているので、そう変えていくべきだと思います。行って見るという時代ではもうなくなっているのではないかなと思います。

委員（井上ノエミ君）

私は、議会図書室の強化は必要ないと思います。区の政策は大変幅が広いですから、議会図書室に全ての分野の専門的な知見を求めることは不可能です。インターネットを利用すれば大抵の情報はあります。また、政務活動費もありますから、専門家を呼んで勉強会も開けます。是非この問題についても議会改革特別委員会でご検討いただきたいと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、この問題については特別委員会で検討していくということのご理解でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまご協議いただきました内容に基づきまして、検討結果を取りまとめ、議長に報告させていただきます。

なお、報告書の案文については、座長に一任願います。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策の「長期的に検討して結論を出すもの」のうち、6月の検討事項であります効果的で効率的な議会運営及びその他の課題について、順次、ご協議いただきます。

これらの施策については、今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論をしていく中で、これらの施策も併せて検討するのか、本委員会で検討するのかを仕分ける前提として、本日の委員会で論点を整理し、それを各会派に持ち帰った上で、次回改めて協議する予定としております。つきましては、そのような視点を踏まえて、ご協議を願います。

まず、効果的で効率的な議会運営について、具体的な課題の抽出を中心に、ご意見を承りたいと存じます。

何か、ご意見はありませんか。

委員（加藤 拓君）

我々自民党といたしましては、効果的で効率的な議会運営のほか、何かもしかしたら項目が増えるかもしれませんが、それについては会派に持ち帰って、会派で来月までに検討したいと思います。

副座長（加納 進君）

ここに出ている案で政策形成過程に関する資料の提出、説明の義務化というのは、議会基本条例を策定した多くの議会で、こういった項目が条文に載っているんですけども、重要な政策を提案する場合は、こちらから要求する前に最初からその政策の発生源あるいは財源措置あるいは基本計画との整合性とか、議会の審議に参考になる資料を前もって最初から出してもらおうというような仕組みなんです。ただ、これは規模が大きな自治体になるほど、必要に応じて資料を出すことを求めるというような条文になっていたりするので、やはり議会基本条例の検討の中で議論するべきかかと思えます。

あと、全員協議会の常設化、提案理由説明の簡略化は関連しているのかもしれないんですけども、現行、議案の説明が3回ですか。理事者側から、テープを回しているみたいな説明を何回もされますよね。これは全員協議会でやれば効率的になるんじゃないかなということから全員協議会を公式な会議体として設置したらどうかというようなことを提案させていただいたんですけども、会派としては全員協議会の件だけでも先行して議論していただければなと思います。

全体としては、今後追加でいろんな項目が出てくるかもしれませんが、議会基本条例の検討の中で進めていくのかなと思います。

委員（高柳東彦君）

常々私が不満に思っているのは、例えば今回の委員会でも幾つか報告事項がありますよね。例えば、保育所待機児童解消で計画をつくったんで報告しますよとか、あるいは耐震改修の新しい考え方について決めたので報告しますよとかありますよね。あれが報告の項目だけは

書いてあるんだけど、そうすると具体的な内容については「いや、それは委員会で説明しますから」と言って、委員会になるまで理事者の人は説明してくれないんですね。あるいは事前に説明してくれても、公式的にその内容をニュースにするとか、あるいはそれをその前の本会議の質問で引用するとかということについては、少し待ってくださいという話になったり、この前も行財政改革等特別委員会ですみだ中小企業センターの問題でうちの議員が質問したら、それは今度所管の常任委員会で報告することになっていますから、この場では差し控えさせてもらいますとかという答弁があるんですよ。

だから、確かに地方議会の場合は国会議員と違って、国会議員は一人ひとりに一定の調査権限が付与されているわけだけれども、地方議員の場合は基本的には委員会で議決することによって初めて正式な調査権限が出てくるわけだけれども、その辺の意思形成過程に関する資料の提出という固まった形じゃないにしても、理事者の中ではもう大体固まっていると、正式に議会に報告するのはこの時点ですよと、それまでは聞かれたことに対しては一応答えるけれども正式なものじゃないから正式な形では引用しないでくださいよと、あるいはニュースにしないでくださいよという縛りがかかる。あるいは、予算特別委員会など、特別委員会で聞かれても、それは所管の常任委員会で報告することになっていますからということで、もう既に内部では決まっても答えないとか。そういう対応も今後はどうしたらいいのかなというあたりは、これは議会だけで議論して決められる内容じゃないのかもしれないけれども、その辺も私としてはもっとざっくりばらんに答えてもらってもいいんじゃないかなと思っているので、今後改善をしてほしいなと思っています。

委員（西村孝幸君）

前期の報告書の中の体系図の中で、効果的で効率的な議会運営の中の大きな項目がタブレットだったんですね。それが今、一つ前に出された関係で、それ以外のものについてどういったものが効果的で効率的なものがあと議会運営に残っているのかということで、今、自民党案で示されているこういったものは確かにそのとおりだと思います。

実際、効果的で効率的な議会運営というのもそれもやはり大きな課題で、議会基本条例のような中できちんとやっていくべきなんだろうと思う反面、今お話があったように個々の課題については取り組めるところはあるかと思うんですね。そういうところについては取り組んでいってもいいのかなと思います。

いずれにしても、今回出されている項目、基本的には相手方、区長部局がある話ですので、そういったところも踏まえながら、例えばこれ以外にも日程的に去年の春は議会日程が詰まっていて、すごく審議が窮屈だったなど。あと委員会の資料なんかを見させていただく中でも、すごく丁寧につくられている資料と「こんなに大きな案なのに資料はこれだけなの」というような資料の質というのもあるかと思っています。こういったものも踏まえて、検討していく必要があるのかなと考えております。

委員（堀 よしあき君）

私も西村委員とほぼ意見は一緒ですけれども、やはり効果的で効率的な議会運営の肝といえますか、それはタブレットの導入ですとか、ペーパーレス化等の問題もありまして、一定の結論が今出たので、自民党案を含めて今後じっくりと、形式的ではない議会運営をしていくためにも議論をしていく必要があるのかなと思っております。

委員（渋谷ちしゅう君）

先ほどの高柳委員の件ですが、やはり私はそこで答えてもらっていいと思いますよ。だって、最初に気付いて質疑したんだから、私たちは委員でなくたって大体ほとんど傍聴を各会派されていますから、そこで議員が質問されて答える。常任委員会的时候は「前回何々委員会で何々委員に答えました」と言えばいい話で、答えればいいと思いますね。それを常任委員会まで取っておかなきゃならないというのは少し私もどうかと。それはやはり変えたほうがいいですね。

委員（大瀬康介君）

僕なんか今2期目になってきて、区議会も大分活発になってきたなと。やはり新しい議員に変わっているんなことを活発に議論し合うようになってきたなという変化を感じます。そして、まだ一番遅れているのは、理事者の答弁が非常になっていないですよ。さっきも高柳委員が指摘したところにあるんですけども、やはり同じことを繰り返すようなことをだだだやる、やはりそれで時間が延びちゃうわけですよ。議員の人たちもみんなに配慮して、できるだけ短くポイントをまとめて話すようにしている傾向があるんですけども、この理事者の答弁がやたら長い。聞いてもないようなところをどうのといって、それが全体の時間を無駄に使っているの、そこを変える必要があるんじゃないかと思えます。

また、非常に感じるのが、今、東武鉄道の北十間川のところの問題を、僕なんか目の前からすぐ情報が入ってくるわけなんですよ。そして、もうこの問題について、僕なんかやはり何かあるでしょうと、いろいろ根掘り葉掘りやっていって、そして話を聞いてみたら、僕なんかに言う前に東武には4回も交渉していたりとかね。そして、僕なんか煙たいと、今度は町会のほうを回ったりするんだけど、町会の人たちは「大瀬さんこういうこと言われたんだけどどうなんですか、次の会議に来てください」と言われて、呼ばれて行くから分かるんだけど、やはりそういう姑息なことを現実にやっているんですよ。だから、結構議会はなめられているのかなと思えます。第一に、やはり議会に話があって、東武も呼んで話し合うとか、そういった流れでやっていかないと、区民のための行政ができるのかなというところを非常に感じます。理事者も隠していることが多過ぎるなということがありますので、その辺もどんどん我々議員に知らせるべきだなと思えます。そこが少し、すごい僕の中で気にかかるし、そこは変えていかないと議会がなめられてしまうと思えます。

委員（井上ノエミ君）

私は、自民党、絆、民進党と同じです。意見はありません。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見のとりまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、その他の課題について、ご協議を願います。

具体的な課題の抽出を中心に、ご意見を承りたいと存じます。

何か、ご意見はありますか。

委員（加藤 拓君）

我々は、先ほどと同じことですがけれども、前期からの課題と新しい課題とも出してみましたので、会派に持ち帰って検討して、来月お話ししたいと思います。

副座長（加納 進君）

各会派の検討が済んでないのであれば、当然持ち帰りということになるんでしょうから、細かくは申し上げないですがけれども、議場のバリアフリー化とか、議員控室の配置基準、受動喫煙防止対策、これは議会改革の場じゃなくてもいいのかなと思います。基本的にはバリアフリー化を進めるべきだと思いますし、予算との問題になるから区長部局と交渉しながら進めていくべきことだなと思っております。

委員（高柳東彦君）

特にありません。

委員（西村孝幸君）

次回までにまとめてきたいと思います。

委員（堀 よしあき君）

次回までにまとめてきます。

委員（渋田ちしゅう君）

特にありません。

委員（大瀬康介君）

今のところありません。

委員（井上ノエミ君）

ありません。

座長（沖山 仁君）

それでは、改めてご協議いただくことといたしますので、各会派内で十分検討の上、意見のとりまとめをお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の協議事項であります。本日、各会派に持ち帰りとした効果的で効率的な議会運営、その他の課題について、主に仕分けの視点で各会派から意見を開陳いただいた後、改めて協議いただきます。

次に、今後の検討スケジュールの自民党案に示されております7月の内容に従い、総括討議として、議会基本条例の制定、議会基本条例制定のための（仮称）議会改革検討特別委員会の設置につきまして、協議をいただくこととなりますが、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのように取り扱うことといたします。

本日の協議事項は、以上でございます。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会する日時でございますが、7月中で考えております。

委員（佐藤 篤君）

そうしますと、4日から7日が常任委員会の視察で、その翌日8日は公的な日程は入っていませんけれども選挙中ということですので、11日以降がいいと思います。

座長（沖山 仁君）

参議院議員選挙が10日でございますので、その後の期間で正式に皆さんのご意見を伺いたいと思っておりましたが、13日から15日の間で調整をとらせていただけて結構ですか。都合の悪い方はいらっしゃいますか。

委員（佐藤 篤君）

13日の午前は区長タウンミーティングが入っていて、見学する議員もいると思われます。

座長（沖山 仁君）

それでは、14日か15日あたりに予定を入れさせてもらいますので、改めて連絡させていただきます。

以上で、第7回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後3時05分閉会